

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 教職員課

法令名	教育職員免許法	法令の番号	昭和 24 年法律第 147 号							
許認可等の種類	更新講習修了確認申請（修了確認期限を経過したもの）に基づく確認	根拠条項	（平成 19 年法律第 98 号）附則第 2 条第 2 項、附則第 2 条第 3 項第 3 号							
審査基準	<p>1 改正免許法（平成 19 年法律第 98 号）附則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した旧免許状保持者は、その後に免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める期間内にあることについて佐賀県教育委員会（免許管理者）による確認を受けなければならない。</p> <p>2 修了確認（修了確認期限を経過したもの）の審査は、次の事項について行う。</p> <p>（1） 佐賀県教育委員会が免許管理者となるべき者であること。</p> <p>（2） 更新講習を修了してから 2 年 2 か月までに申請されたものであること。</p> <p>（3） 申請すべき免許状を所持していること。</p> <p>（4） 30 時間の講習を修了していること。</p> <p>（5） 申請者の修了確認期限時点において、免許法施行規則に規定される更新講習の受講義務を課せられる者でなかった者であること。</p>									
	受付機関	教職員課	処理機関	教職員課	交付機関	教職員課	標準処理期間	30 日	目次	
							標準経由期間		NO	